

第 2 回 災害救助事務の連携強化に

関する協議の場

内閣府（防災担当）提出資料

○南海トラフ地震におけるプッシュ型支援のスキーム	1
○災害救助法改正のイメージ	7
○第 1 回の協議の場の意見を踏まえた考え方	10

平成 3 0 年 3 月 2 8 日

南海トラフ地震におけるプッシュ型支援のスキーム①

趣旨・概要

- 南海トラフ地震では、被災地方公共団体及び家庭等で**備蓄している物資が数日で枯渇**する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、**被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難**
- 国は、被災府県からの**具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達、輸送手段・体制を確保し、プッシュ型支援で被災府県に緊急輸送**（できる限り早期にプル型（要請対応型）へ切替）

◎物資調達の考え方

発災後3日まで
(備蓄にて対応)

発災後4～7日
(プッシュ型支援にて対応)

7日～
(プル型支援にて対応)

被災府県主体による
調達

品目毎の調達先と物資関係省庁(プッシュ型支援)

- ・飲料水(46万m³)(1～7日)： 応急給水【厚労省】（飲料水は、水道事業者による応急給水により対応）
- ・食料(7,200万食)： 民間調達【農水省】
- ・毛布(570万枚)： 民間調達+地方公共団体備蓄の融通【経産省・消防庁】
- ・育児用調製粉乳(23t)： 民間調達【農水省】
- ・大人/乳幼児おむつ(480万枚)： 民間調達【厚労省】

◆広域物資輸送拠点 74ヶ所(代替拠点102ヶ所) ※民間事業者の協力(選定基準)
 ・新耐震基準を満たすこと ・屋根があること
 ・フォークリフト使用 ・大型トラックの進入 ・荷役作業のスペース 等

◎プッシュ型支援の流れ

被災府県からの要請を待たず、
具体計画に基づき、関係省庁
が支援を準備

- ・物資の調達準備、輸送手段調整に着手

被災都県による
受入体制の確保

- ・広域物資輸送拠点の開設

緊急災害対策本部から物資関係
省庁へ必要量の
調達を要請

輸送手段・体制を確保し
輸送を実施

- ・緊急通行車両等として通行するための手続きを実施

広域物資輸送拠点での
物資の受入れ

地域内輸送拠点や
避難所へ輸送

- ・被害状況により、運送事業者、緊急輸送関係省庁等が連携し、被災地内(孤立地域含む。)の輸送力を確保

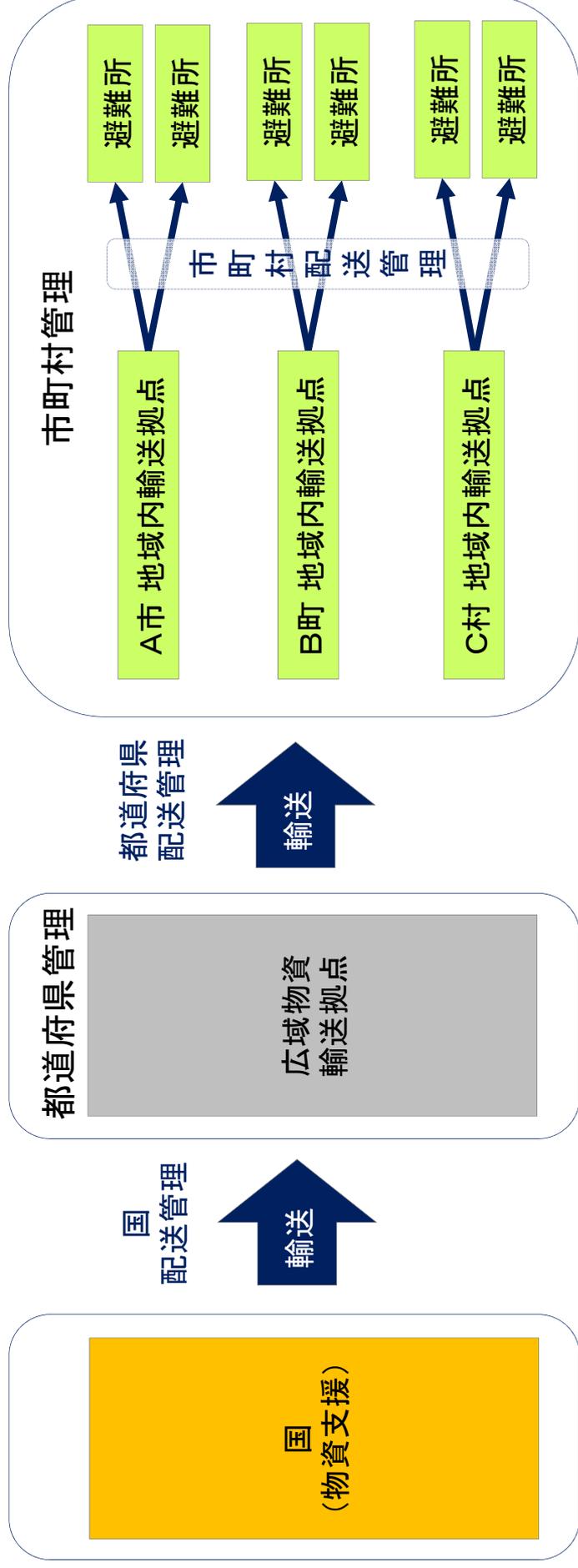
(出典：南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画)

国・地方自治体の物資支援に係る主な役割

- 国は、プッシュ型支援等を総合調整、都道府県が開設する広域物資輸送拠点へ物資を輸送
- 都道府県は、国等からの物資等を受入れるための広域物資輸送拠点を確保・開設、備蓄又は自ら調達した物資、国等によって調達・引き渡された物資を、自ら又は被災市町村を通じて避難者に供給
- 市町村は、都道府県等から物資等を受入れるための地域内輸送拠点を確保・開設、備蓄又は自ら調達した物資、国等によって調達・引き渡された物資を、自ら避難者に供給

(出典：大規模地震・津波災害応急対策対処方針(抜粋))

◎輸送拠点・配送管理者



平成28年熊本地震におけるプッシュ型支援物資の状況



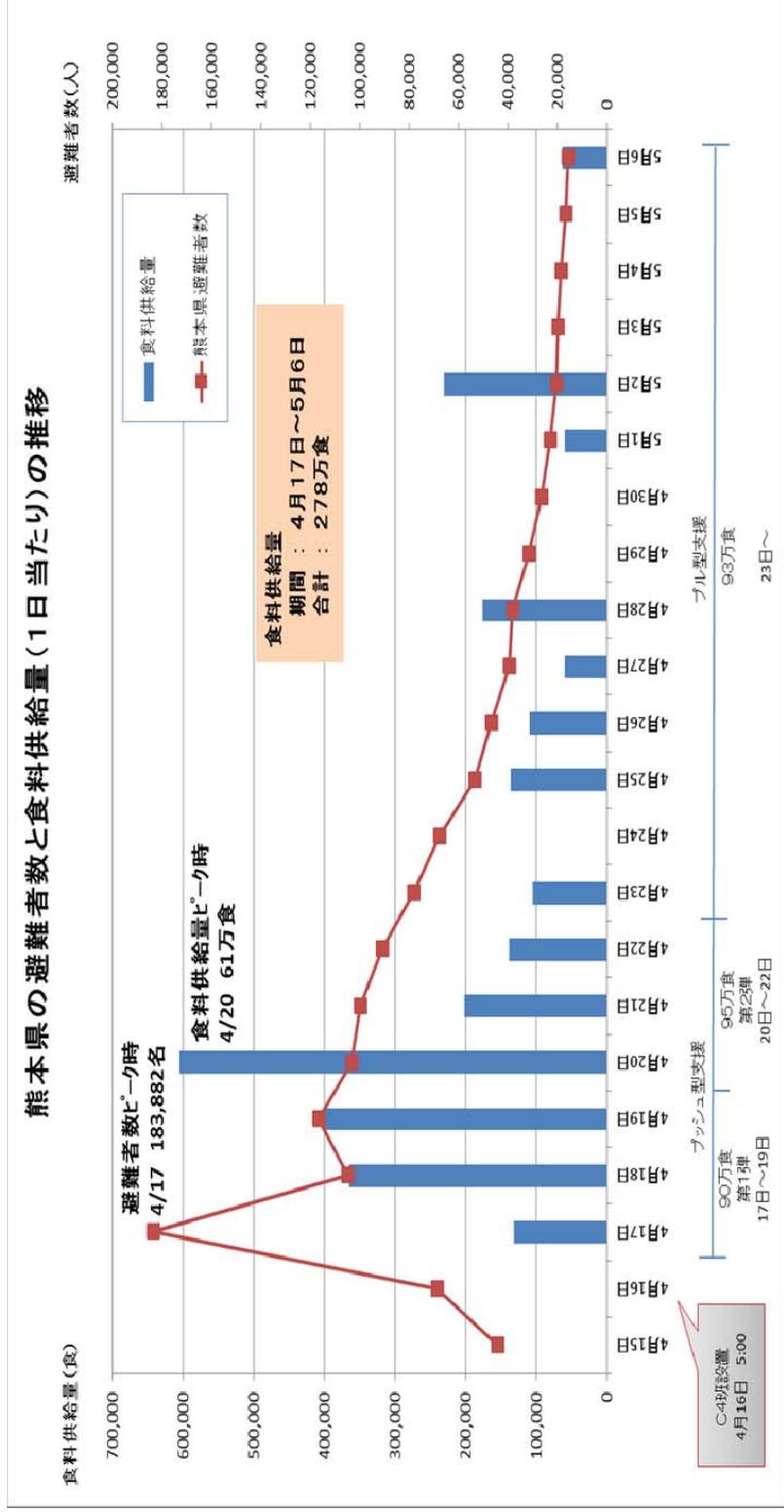
○4月16日の本震後、非対本部事務局に物資調達・輸送班を設置（8号館）
 熊本県からの要望を待たない“プッシュ型”によるものを含め約278万食を調達・供給

＜物資調達・輸送班＞

設置場所：中央合同庁舎8号館3階

体制：内閣府、防衛省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省、農林水産省、資源エネルギー庁、消防庁、ヤマト運輸、日本通運(最大約40名が8号館に常駐)

熊本県の避難者数と食料供給量（1日当たり）の推移



4/16 (本震)

○ 熊本県の広域物資輸送拠点（グランメッセ熊本）が被災したため、他の物資輸送拠点の選定を開始

○ 国土交通省が受け入れ可能な民間物資拠点を提示

- 熊本県10箇所、佐賀県3箇所、福岡県15箇所、大分県6箇所

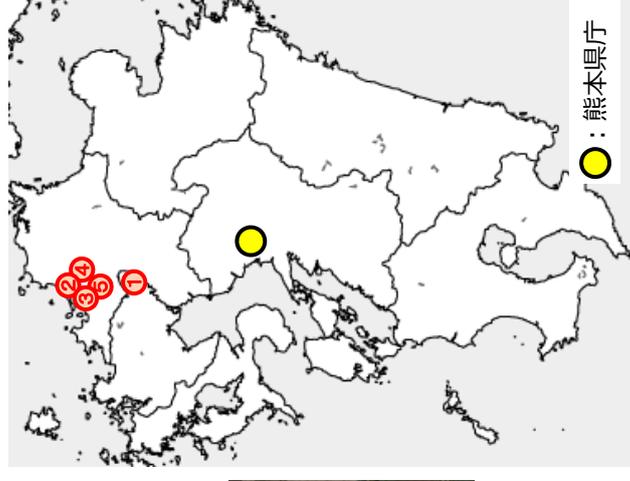
○ 施設規模、立地等を考慮の上、現地対策本部にて

① 日本通運(株)鳥栖流通センターを選定

4/17

○ 鳥栖の容量超過に備え、日本通運(株)が②箱崎物流センター・③東部物流センター、ヤマト運輸(株)が④ロジクロス福岡久山を設置

○ 福岡市の提案を受け、⑤福岡市中央卸売市場青果市場跡地を追加設置



① 鳥栖流通センター
(食料)



② 箱崎物流センター
(鳥栖の補完)



③ 東部物流センター
(鳥栖の補完)



④ ロジクロス福岡久山
(食料以外)



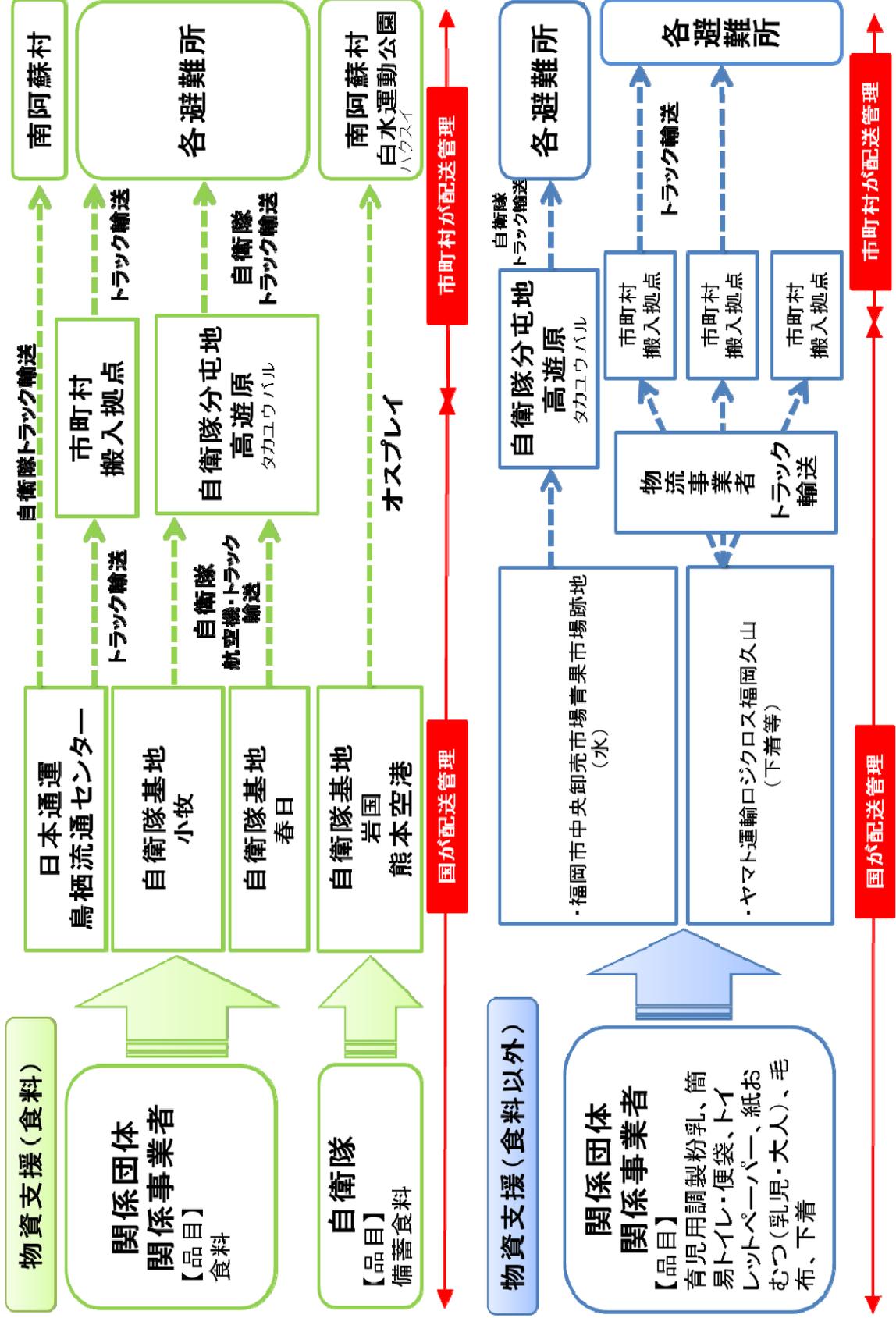
⑤ 福岡市中央卸売市場
青果市場跡地 (飲料水)

プッシュ型支援物資の調達スキーム(H28.4.20時点)



内閣府

・食糧、食糧以外ともに民間事業者に運営委託。
 (民間事業者で輸送困難な地域のみ自衛隊で対応)



プッシュ型支援を含む国からの支援助物資一覧(主要品目)



食料	約278万食	肌着・下着・ソックス	約20万枚
(内訳)		マスク	約220万枚
パン・おにぎり・パックご飯	約125万食	ハンドソープ	約13万個
カップ麺	約60万食	手指消毒液	約3万本
レトルト食品	約33万食	ウェットティッシュ	約18万個
ベビーフード	約1万食	ボディーシート	約6万個
介護食品	約1万食	化粧水シート	約2万個
缶詰	約36万食	ガスコンロ	約0.2万台
栄養補助食品	約13万食	ガスボンベ	約0.4万本
ビスケット	約9万食	ビニールシート(ブルーシート)	約4万枚
その他食料		土嚢袋	約17万枚
米	約125トン	簡易トイレ(便袋等を含む)	約20万個
水	約24万本	仮設トイレ	約0.1万基
清涼飲料水 (うち野菜ジュース)	約21万本 約3万本)	トイレ用アタッチメント(和→洋)	約0.1万個
粉ミルク (アレルギー対応含む)	約2トン	トイレトペーパー	約7万ロール
等			

＜災害救助法改正法案のイメージ＞

● 都道府県の「広域調整機能」について

- ① 現在、関係省庁と以下の点について調整中である。
- ② 都道府県による「広域調整機能」については、発災時に迅速かつ円滑な救助が実施されるよう、他法の例等を参考に、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に新たな規定を設けることを検討している。
- ③ また、併せて、域内の指定都市が災害救助法の新たな救助主体になった場合の災害救助基金の最低積立額の特例についても検討している。

● 大規模災害時における都道府県知事の「指示権」について

- ① 災害対応の一般法たる災害対策基本法（昭和36年法律第223号）においては、災害救助法の適用に関わらず、都道府県知事に対し、救助を含めた災害応急に関する市町村長への「指示権」が設けられている（同法第72条第1項）。

● 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（都道府県知事の指示等）

第七十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

2・3 （略）

- ② この他、災害対応における都道府県知事の権限を規定したものに、
- ・災害対策基本法第86条の14（被災者の運送）や第86条の18（災害応急対策必要物資の運送）に基づく指示
 - ・自衛隊法第83条（災害派遣）に基づく要請
- 等があるが、今回の改正では、これらの都道府県知事の「指示権」を変更するものではない。

参照条文

○災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抄）

第八十六条の十四 都道府県知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請することができる。

- 2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、被災者の保護の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

（災害応急対策必要物資の運送）

第八十六条の十八 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材（次項において「災害応急対策必要物資」という。）の運送を要請することができる。

- 2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

○自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）（抄）

（災害派遣）

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

- 2～5 （略）

<第1回の協議の場の意見を踏まえた考え方>

- ・ 災害救助法を改正し、都道府県と連携できる指定都市を新しい救助主体とした場合に、資源の先取りが発生するのか？

- 第1回の「大規模・広域災害時の災害救助事務の連携強化に関する場」において出された意見

(都道府県)

- ・ 1 県 2 制度とならないように救助内容の調整が必要。災害発生時に災害対策本部の場などを活用した調整の仕組みが必要。

(指定都市)

- ・ 広域調整機能が都道府県にあり、それは権限移譲されても毀損されない。

(一般市町村)

- ・ 指定都市を新しい救助主体にすれば、他の市町村に対する県の救助内容が充実する。
- ・ 指定都市の先取りを防止するため、総合調整を担当する県がイニシアチブをもち、地域防災計画などに資源配分の見える化を図るべき。

(業界団体)

- ・ 都道府県と指定都市の救助内容は統一すべき。また、提出書類等についても、自治体間で統一すべき。都道府県がまとめて調整窓口になるべき。

- 災害救助法が改正されても、都道府県が広域調整機能を持ち、資源配分を引き続き担当する。
- そのため、都道府県が、指定都市、関係業界団体などと連携し、資源配分を行う。
- そうした都道府県による物資配分の枠組みの中で、新たに災害救助法の救助主体になった指定都市は救助事務を担当する。
- 実際に大規模災害が発生した場合、想定外の事態は起こりうることから、都道府県の災害対策本部などで、実情に合わせて、適宜、事前の取決めなどを修正して対応することが必要である。